

「埼玉縣人殉難之碑」について

整理番号	題額	題額揮毫	碑記撰文	碑記揮毫
浦和〇三	埼玉縣人殉難之碑	熾仁親王	白根多助 (木原元礼)	日下部東作

鐫刻	撰文建碑年	住所	場所	備考
広群鶴	一八八二・明治一五	浦和区岸町	調公園	

一 はじめに

本石碑は、明治十年の西南戦争に従軍し戦死した埼玉県人を、慰霊し顕彰するものである。芳賀明子⁽¹⁾によれば、はじめは調神社拝殿脇に立てられていたようであるが、現在は調神社東側の調公園に立つ。

石碑は、変形の長方形板碑。文字は、石碑の正面のみに記されている。

碑文の撰文は、白根多助県令とあるが、実際は、埼玉県師範学校校長補の木原元礼による代作である。

■写真（正面から）



注

(1) 芳賀明子「第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク―県官の詩文集（麗和吟社・笹田黙介・川島榎坪・木原老谷・早川藍澳・溝口桂巖）と白根県令関連碑文から―」『埼玉県立文書館紀要』第二十九号（二〇一六・三）。

■翻刻

◎題字

埜玉縣人
殉難之碑

◎碑記

明治中興之十年薩人犯順出兵圍熊本城勢焰甚熾 廷議遣有栖川親王督師討之所在轉鬪八閱月而克之賊軍殲焉是役官軍死傷無算而吾埜玉縣人隸旅團及應召募而死者少尉以下一百九十五人朝廷既行恤典合祀於東京靖國神社越十一年十一月縣人請而行祭式於本縣治所於是築壇壝樹神籬帷幕旌旆咸遵典禮余率賓僚及死者親戚就位致祭雅樂交作裸薦有數凡百禮容莫不備是日天氣晴朗士民聚觀有泣下者越明年十月縣人欲立碑以不朽其事請文于余余官此縣八年于今與士民情意相得有如父子碑文之請不可得而拒也夫治教之成匹夫匹婦皆有能奮於死生之際而風化之壞士大夫無以立於無事之日何則人心所向有義利之別也曩者薩人以精悍之卒百戰之餘健鬪奮戰不遺餘力而官軍裹創踰屍効力彈丸雨注之下視死如歸遂斃斃大愍而清海宇是雖將帥得人制御適機之所致非人知名分順逆安能如此蓋休養十年之久教導撫摩趨捨之辨明於內而耳目所嚮純於一也是以吾士民亦能奮激敵王愾死而為忠義之鬼此豈非治教之大効明驗邪不然則以

後醍醐帝之英武而輔以新田楠諸公之忠勇以討一高氏士卒之在行者朝屬官軍夕為賊兵蠅集蚋散不可禁遏中興之業燿焉無他人惟知有利而不知名分之為何物也明治之所以成建武之所以敗豈不彰彰乎哉抑武藏之為國土壤廣斥風俗雄悍古昔往往出武勇之士若所謂武藏七黨是也如能撫摩振勵以養其所趨則所成將不止拳旗陷陣之勇然則縣人此舉非徒為死者其於所以獎勵士民不為無裨也乃為序而銘之銘曰

皇道方亨大禍芽蘖封豕長蛇投釁竊發天兵下討缺斨破斧以援孤城以遏徂莒誰其使者惟義所激爰訖天誅莫非汝績繫吾士民實在戎行決命爭首撻伐以張豈不哀痛殞身為國鄉人思汝亨祀惟飾鐘鼓籩豆歲時勿滅秩父之山橫翠參天綾瀨之水清而且淪魂乎來歸庇我後人

明治十三年五月 陸軍大將兼左大臣議定官二品大勳位熾仁親王題額

埼玉縣令從五位白根多助撰 正五位日下部東作書 廣羣鶴刺字

●異体字など

- 焔 焔。 ○埒 埒。 ○京 京。 ○就 就。 ○致 致。 ○備 備。 ○民 民。 ○能 能。 ○義 義。 ○逆 逆。
- 盖 蓋。 ○休 休。 ○明 明。 ○武 武。 ○散 散。 ○遏 遏。 ○哉 哉。 ○趨 趨。 ○兼 兼。 ○定 定。
- 勳 勳。 ○從 從。 ○刻 刻。 ○禍 禍。 ○燾 燾。 ○不詳。 忒か。

■ 訳注

● 本文（いわゆる旧字体とし、一行毎に改行した）

◎ 題字

埼玉縣人殉難之碑

◎ 碑記

明治中興之十年、薩人犯順。

出兵、圍熊本城。

勢焰甚熾。

廷議、遣有栖川親王、督師討之。

所在轉鬪、八閱月而克之、賊軍殲焉。

是役、官軍死傷、無算。

而吾埼玉縣人、隸旅團、及應召募、而死者、少尉以下一百九十五人^{*1}。

朝廷既行恤典、合祀於東京靖國神社。

越十一年^{*2}十一月、縣人請而行祭式於本縣治所。

於是、築壇壝、樹神籬、帷幕旌旆、咸遵典禮。

余率賓僚及死者親戚、就位、致祭。

雅樂交作、裸薦有數。

凡百禮容、莫不備。

是日、天氣晴朗、士民觀聚、有泣下者。

越明年十月^{*3}、縣人^{*4}欲立碑以不朽其事、請文于余。

余官此縣、八年于今。

與士民情意相得、有如父子。

碑文之請、不可得而拒也。

夫治教之成、匹夫匹婦、皆有能奮於死生之際。

而風化之壞、士大夫、無以立於無事之日。

何則、人心所向、有義利之別也。

曩者、薩人以精悍之卒、百戰之餘、健鬪奮戰、不遺餘力。

而官軍裹創踰屍、効力彈丸雨注之下、視死如歸。

遂能斃大慙、而清海宇。

是雖將帥得人、制御適機之所致、非人知名分順逆、安能如此。

蓋、休養十年之久、教導撫摩、趨捨之辨、明於内、而耳目所嚮、純於一也。

是以吾士民亦能奮激、敵王愾、死而爲忠義之鬼。

此豈非治教之大効明驗邪。

不然、則以後醍醐帝之英武、而輔以新田楠^{*5}、諸公之忠勇、以討一高氏、士卒之在行者、朝

屬官軍、夕爲賊兵、蠅集蚋散、不可禁遏。

中興之業、燿焉無他。

人惟知有利、而不知名分之爲何物也。

明治之所以成、建武之所以敗、豈不彰彰乎哉。

抑武藏之爲國、土壤廣斥、風俗雄悍。

古昔往往出武勇之士。

若所謂武藏七黨是也。

如能撫摩振勵、以養其所趨、則所成、將不止拳旗陷陣之勇。

然則縣人此舉、非徒爲死者、其於所以獎勵士民、不爲無裨也。

乃爲序而銘之。

銘曰、

皇道方亨、大禍芽孽。 封豕長蛇、投擧竊發。

天兵下討、缺斨破斧。 以援孤城、以遏徂莒。

誰其使者、惟義所激。 爰訖天誅、莫非汝績。

繫吾士民、實在戒行。 決命爭首、撻伐以張。

豈不哀痛、殞身爲國。 鄉人思汝、亨祀惟餉⁷。

鐘鼓籩豆、歲時勿忒⁸。

秩父之山、橫翠參天。 綾瀨之水、清而且淪。

魂乎來歸、庇我後人。

明治十三年五月

陸軍大將兼左大臣議定官二品大勲位熾仁親王題額

埼玉縣令從五位白根多助撰

正五位日下部東作書

廣羣鶴刻字

●文字の異同

本碑文は、木村元礼の「老谷遺稿」に収録されている。それとの異同を記す。

* 1 「老谷遺稿」作「一百十有六人」。

* 2 「老谷遺稿」作「十二年」。

* 3 「老谷遺稿」作「某月」。

* 4 「老谷遺稿」作「某等」。

* 5 「老谷遺稿」作「楠木」。

* 6 「老谷遺稿」作「罍」。

* 7 「老谷遺稿」作「飭」。

* 8 「老谷遺稿」作「忒」。

●訓詁

◎題字

埼玉縣人殉難之碑

◎碑記

明治中興の十年、薩人犯順す。

兵を出し、熊本城を圍む。

勢焰甚だ熾んなり。

廷議し、有栖川親王を遣りて、帥を督して之を討たしむ。

所在轉鬪し、八たび月を閲して之に克ち、賊軍殲く。

是の役、官軍の死傷せるは、無算なり。

而して吾が埼玉縣人、旅團に隸し、及び召募に應じて死する者、少尉以下一百九十五人なり。

朝廷既に恤典を行ひ、東京靖國神社に合祀す。

越えて十一年十一月、縣人請ふ、祭式を本縣治所に行ふことを。

是において、壇壝を築き、神籬を樹て、帷幕旌旆、咸な典禮に遵ふ。

余賓僚及び死する者の親戚を率ひて、位に就き、祭を致す。

雅樂交々作り、裸薦數有り。

凡百の禮容、備はらざる莫し。

是の日、天氣晴朗なり。

士民觀聚し、泣下る者有り。

越えて明年十月、縣人碑を立てて以て其の事を不朽にせんと欲し、文を余に請ふ。

余此の縣に官たること、今にいたるまで八年なり。

士民と情意相ひ得ること、父子の如き有り。

碑文の請ひ、得て拒むべけんや。

夫れ治教の成るや、匹夫匹婦に、皆な能く死生の際に奮ふ有り、

而して風化の壞るるや、士大夫に、以て無事の日に立つ無し。

何となれば則ち、人心の向かふ所に、義利の別有ればなり。

曩者、薩人精悍の卒、百戰の餘を以てして、健闘奮戰して、餘力を遺さず。

而して官軍は創を裹み屍を踰えて、力を彈丸雨注の下に効し、死を視ること歸するが如し。

遂に能く大慙を斃して、海宇を清めたり。

是れ將帥に人を得、制御機に適ふの致す所と雖も、人の名分順逆を知るに非ざれば、安ん

ぞ能くかくの如くならん。

蓋し、休養十年の久しきに、教導撫摩ありて、趨捨の辨、内に明らかにして、耳目の嚮ふ

所、一に純なり。

是を以て吾が士民も亦た能く奮激し、王の愾に敵し、死して忠義の鬼となる。

此れ豈に治教の大効明驗ならんや。

然らざれば、則ち後醍醐帝の英武を以てし、輔するに新田楠諸公の忠勇を以てして、以て

一高氏を討たんとするに、士卒の行に在る者、朝は官軍に屬しながら、夕べは賊兵となり、

蠅集蚋散して、禁遏すべからず。

中興の業の、燿焉たるは、他無し。

人の惟だ利有るを知りて、名分の何物なるかを知らざればなり。

明治の成る所以、建武の敗るる所以は、豈に彰彰たらざらんや。抑々武蔵の國たるや、土壤廣斥にして、風俗雄悍なり。古昔、往往、武勇の士を出す。

所謂る武蔵七黨の若き是れなり。如し能く撫摩振勵し、以て其の趨る所を養へば、則ち成る所は、將に止だに旗を擧げ陣を陥いるるの勇のみならざらんとす。

然れば則ち縣人の此の擧は、徒だに死者のためのみならず、其の士民を獎勵する所以において、裨無きとなさざるなり。

乃ち爲めに序して之を銘す。

銘に曰く、

皇道方まさに亨とほるに、大禍芽蘖す。封豕長蛇、鼻なに投なじ發うかがを竊ふ。

天兵下り討ち、折かを缺かき斧をを破る。以て孤城をを援たひ、以て莒たいまつ（莒）を遏と沮す。

誰か其れ使つかひする者ぞ、惟れ義の激する所。爰こゝに天誅をを訖とふるは、汝が績に

非なざるは莫なし。

緊あゑ 吾が士民、實に戒行をに在り。命を決し首を争をひ、撻た伐して以て張る。

豈に哀痛ならずや、身を殞おとすは國のためにす。郷人汝を思をひ、亨お祀して惟たれ

飾と（飭と）ふ。

鐘鼓籩豆、歳時にたがにたがふ勿なし。

秩父の山は、横翠にして天に參まず。綾瀬の水は、清らかにして且つ淪たす。

魂たまよ來り歸かへれ、我が後人を庇かばへよ。

明治十三年五月

陸軍大將兼左大臣議定官二品大勲位熾仁親王題額。

埼玉縣令從五位白根多助撰す。

正五位日下部東作書す。

廣羣鶴刻字す。

●人物

○有栖川宮熾たるひと仁親王 天保六（一八三五）年から明治二八（一八九五）年。有栖川宮家の長子として生まれたが、嘉永元（一八四八）年に親王となり熾仁と称した。慶応三（一八六七）年の王政復古では、最高職の総裁となり、戊辰戦争では東征大総督として、薩長連合軍を「朝廷」の軍隊として飾り立てた。維新政権では、福岡県知事や元老院議長などをつとめ、西南戦争では征討総督として政府軍のトップをつとめた

○白根多助 文政二（一八一九）年から明治一五（一八八二）年。長州藩士の子として生まれる。明治四（一八七一）年、埼玉県設置にあたり、野村盛秀が県令、白根が権参事として赴任。同六（一八七三）年、野村が没すると白根は権県令となり、同八（一八七五）

年に二代県令となり、没するまでつとめた。「徳望の県令」として知られ、埼玉県の基礎を築いたと言える。著に詩文集である「梅園余香」がある。東京と埼玉に顕彰碑がある。

○木原老谷 文政七（一八二九）年から明治一六（一八八三）年。諱は元礼、字は節夫、老谷は号。土浦藩士の子として生まれる。昌平黌に入学し、藤野海南、岡鹿門、重野成斎などと同学研鑽した。帰藩して、藩の文学となる。維新後、修史局につとめるが病で辞任。明治一三（一八八〇）、白根の招聘で、埼玉中学師範学校校長補となり、同十五（一八八二）年に、埼玉県師範学校と変わった学校の校長となる。著に、死後に編纂された「老谷遺稿」がある。重野成斎による「墓碑銘」がある。

○日下部東作 天保十（一八三八）年から大正十一（一九二二）年。字は子暘、号は鳴鶴。彦根藩士の子。明治維新後太政官大書記となり、三条実美や大久保利通らの厚い信頼を得ていた。一八七八年の大久保利通暗殺を契機とし、翌七九年に辞職、以後もっぱら在野の書家として活躍した。八年に楊守敬が来日すると巖谷修らとともに師事し、新書風を開いた。門弟数百人を擁する書壇の雄として、強い影響力を持った。明治の三筆のひとり。

○廣群鶴 正式には廣瀬群鶴。碑銘字彫師の名称だが、むしろ彼を頭領とする石工工房の名称とするのが実態にあうだろう。江戸後期から昭和まで九代続いた。東京を中心に数多くの作品を残しているが、幕末期には、「小笠原新はりの記」や「八丈島西山卜神記碑」など、政治的・歴史的に重要な碑文の雋刻も手がけている。埼玉県にも本碑以外に少なくない。

○後醍醐帝 正応元（一二八八）年から暦応二（一三三九）年。文保二（一一三二）年即位。元弘三（一一三三）年に鎌倉幕府を倒し、建武政権を樹立した。しかし、足利尊氏が叛旗を翻し、政権は瓦解、同三年、後醍醐帝は吉野に逃れ、そこで没した。

○新田 新田義貞。生年不詳、建武五（一一三三）年歿。新田氏は、上野国に領地を持つ武家。鎌倉幕府討伐に功績があり、建武政権では三国の国司となった。尊氏離叛後は、後醍醐天皇側として戦ったが、越前の戦いで戦死した。

○楠 楠正成。生年不詳、建武三（一一三六）年歿。河内の土豪で、後醍醐天皇に与して、鎌倉幕府討伐に功績をあげ、建武政権で要職についた。足利尊氏離叛後は、後醍醐天皇側として戦ったが、湊川の戦いで戦死した。明治以降戦前までは、天皇に殉じた忠臣として、ほぼ神格化された。

○高氏 足利尊氏。嘉元三（一一三五）年から延文三（一一三五）年。足利氏は、下野国に領地を持つ武家。初名高氏。はじめ足利氏の統領として北条政権側にあつたが、元弘三（一一三三）年に後醍醐天皇側に転じ、鎌倉幕府討伐に功績があつた。建武政権成立後、政権と袂を分かち、建武三（一一三六）年、建武式目を制定し、幕府の成立を宣言した。室町専権の内紛である観応の擾乱により、南北朝の争いは激化。そのさなか、京都で病没した。戦前は、「尊氏逆賊」論が唱えられ、楠正成と真逆の位置づけをされていた。

●注

○明治中興之十年 明治維新を、天皇の親政とし、建武の中興と同様「中興」と表現する。本碑文では、後に、明治中興と建武中興との比較を行っているが、その前触れである。明治十年は、西暦一八七七年。西南戦争の勃発は同年二月で収束が九月。

- 犯順 叛乱、謀叛を起こすこと。
- 勢焰 勢力と気焰（いきごみ、氣勢）。
- 所在 いたるところ、ここかしこ。
- 轉鬪 転戦する。
- 閱月 閱は、時間を経る、経過する。閱月で、一ヶ月経過する。
- 殲 皆殺しになる。
- 無算 無数、数え切れないほど。
- 死傷 政府軍の死者全体は、六八四三人であった。反乱軍は約五千人という。
- 恤典 郵典に同じ。恤は、あわれむ、めぐむ。恤典で、功績のあった官吏が死亡した際に与えられる様々な特典。爵位の追号などがおこなわれた。
- 靖国神社 天皇の忠臣を祀る神社。幕末維新期の官軍側の国事殉難者を祀るため、明治二（一八六九）年六月、東京招魂社が創建され、同一二（一八七九）年六月に靖国神社と改称された。西南戦争後の合祀は、東京招魂社時代だったことになる。
- 越十一年 明治十一（一八七八）年。
- 壇墪 壇は、壇の類の総称。壇墪で、壇場、祭祀の場所。
- 神籬 ひもろぎ。神霊が宿る場所のまわりに常磐木を植え、玉垣で囲んで神聖さを保つたところ。
- 帷幕 室外で張られた幔幕。
- 旌旗 旗。
- 賓僚 賓客と幕僚。幕僚は君主や将軍を補佐する高官のことだが、ここでは埼玉県の高官だろう。
- 裸 御神酒を神にささげ、地に注ぐまつり。
- 薦 供物を供えるまつり。
- 有數 一定のきまりがある。決まり通りに行われたことを言う。
- 凡百 すべての、様々な。
- 禮容 礼制にのっとったしつらえ。
- 越明年 明治十二（一八七九）年。
- 治教 政治と教化。
- 匹夫匹婦 一般庶民の男女。
- 死生之際 死ぬか生きるかの境目。
- 風化 風俗、風気。
- 無事 戦乱災異などの変わったことがない。
- 義利之別 正義・忠義と利益との区別。
- 曩者 以前。
- 精悍 気性や顔つきが鋭く勇敢なさま。
- 百戦之餘 餘は、その後、以後。百戦之餘で、百たび戦うという十分な戦闘経験を積んでいるということだろう。
- 裹創 傷口に包帯を巻く。負傷しても手当をした上で、再び戦場に赴くことを言う。
- 踰屍 味方の死体を踏み越えて進む。

- 効力 力を致す。骨をおってはたらく。
- 視死如歸 死地に赴くことがまるで家に帰るかのよう。恐れることなく、むしろ喜んで赴く。
- 大慙 悪人、わるもの。
- 清 平穩、戦乱が無くおだやかなさま。ここでは他動詞なので、戦乱がない穏やかで平穩なものにした。
- 海宇 海内の地、国内。
- 制御 下の者をおさめ使う。ここでは、戦争戦闘における將軍や仕官の命令や指示。
- 適機 時機に適っている。
- 名分 その名前と本分で、両者は一体不可分なものとされた。特に儒教では、人倫道德において名分を正すことが重視された。朱子学においては、君臣間の名分、すなわち臣下の君主に対する「尊王」思想が強調された。この白根の碑文もこれを踏まえていよう。
- 休養十年之久 戊辰戦争が終結し、日本社会において戦争が無かった十年間を言う。
- 撫摩 安撫に同じ。なでさするように、人民をやすらかに治めること。
- 趨捨 赴くことと見捨てること。
- 耳目所嚮 見たり聞いたりする対象。興味関心、意識の向かう先。
- 一 天皇への忠誠心だろう。
- 敵王愾 愾は、腹を立てる、憤る。王(天皇)が恨み怒る対象に敵対する。
- 鬼 死者の魂。
- 大効明驗 大いなる効果、明かな効き目。
- 在行者 行は、旅、軍旅。在行者で、軍に参加している者。
- 蠅集蚋散 蠅が群がり集まったり、蚋がちりぢりになるように、見境無く無定見に群れ
- 禁遏 差し止める。おさえ、とどめる。
- 燿 火が消えること。
- 彰彰 章章も同じ。明らかなさま。
- 土壤 国土。ここでは武蔵の国の土地。関東平野。
- 廣斥 広く開けている。
- 雄悍 強く猛々しい。
- 武蔵七黨 中世、特に源平争乱期に武蔵の国で活躍した党的武士団の総称。
- 振勵 勇み振るう。ここでは激しく励ますことだろう。前句の撫摩と対比して、剛柔両面での指導ということだろう。
- 攀 かかげる。
- 縣人此舉 顯彰の石碑を建てること。
- 不爲無裨 裨は、裨益。裨益するところが無いとは言えない。二重否定なので強い肯定で訳すのがよい。
- 銘 石碑に記す韻文。四字句が多い。押韻は偶数句末で、「藁」と「發」、「斧」と「莒」、「激」と「績」、「行」と「張」、「國」と「飾」と「或(忒)」、「天」と「淪」と「人」。
- 亨 順調なさま。
- 芽蘗 めばえる。

- 封豕長蛇 封は大きい。大きな豚長い蛇で、貪欲で残忍なものたとえ。
- 投擲 擲は、隙、つけこむべき機会。投擲で、隙につけ込んで。
- 竊發 竊は、こっそりと盗むだが、こゝではこっそりと軍を發する機会をうかがっている、だろう。
- 缺斨破斧 斨は、斧の一種。「詩經」(豳風・破斧)に「既破我斧、又缺我斨」とある。碑文は斧やまさかりを破壊する、という直接的な意味で用いているのだろう。
- 遏徂 徂は、阻に通じる。阻遏で、隔てる、じゃまをする。
- 莒 周代の小国の名。意味が通じない。莒ならば、たいまつ。たいまつが燃えさかるか。
- 繫 ああ、詠嘆の辞。
- 戎行 軍隊の行列。
- 決命爭首 命を省みず、先を争って突進する。李陵「答蘇武書」(「文選」所収)に見える句で、匈奴に降った李陵が、節を守って降らなかった蘇武に送ったとされる書簡にある。
- 撻伐 撻は、はやい。叛旗を翻した諸侯に対し、殷の武丁がすばやく軍を起こし、打ち倒したことを言う(「詩經」商頌・殷武)。
- 殞 おとす、死ぬ。
- 亨祀 ものをそなえて神をまつる。
- 飾 飭に通じる。遺稿は飭。飭なら、整える、整備する。
- 鐘鼓 鐘と太鼓。祭祀で演奏する楽器を代表させている。
- 籩豆 祭祀儀礼に用いる食器。
- 忒 不詳。遺稿の「忒」か。そうであれば、変わらない、違う。
- 秩父之山 埼玉県西部に聳える秩父連山、
- 横翠 緑色を呈すること。
- 參天 天高くそびえるさま。天に届くさま。
- 綾瀨之水 埼玉県を流れる綾瀨川。
- 淪 さざ波が立つ。
- 庇 庇護。
- 後人 あとに続く者。

●口語訳

◎題字

埼玉縣人殉難の碑

◎碑記

【西南の役】

天皇親政が復活した明治の十年、鹿児島ものたちが叛乱を起こした。軍隊を出動させて、県域を越え、熊本城を包圍するにいたった。その勢いと氣勢はなはだ盛んであった。朝議の結果、有栖川親王を派遣して、軍を率いて討伐させることが決まった。官軍は、いたるところを転戦し、八ヶ月を費やして敵を打ち破り、賊軍は全滅した。

【陣没者と朝廷の恤典、合祀】

この戦役における、官軍の死傷者は、数え切れないほどに登った。わが埼玉県人では、旅団に属して従軍した者、召募に応じて志願した者がいたが、それらのなかの、少尉以下一百九十五人が陣没した。

朝廷は、死者に対する恩典を施すと、英霊を東京靖國神社に合祀した。

【盛大かつ厳粛に行われた埼玉県における慰霊祭】

翌十一年十一月、埼玉県の県民が、本県の県庁において、慰霊祭を行っていたきたいと請願してきた。

かくして、会場に祭壇を設け、ひもろぎを植え、幔幕や旗など、儀典にかなうよう準備を行った。

慰霊祭当日、私は、賓客と県の高官、また戦死者の親戚を引き連れて、祭場に行き、位置について、祭祀を執り行った。

雅樂が演奏され、御神酒を捧げる儀式や供物を捧げる儀式が決まり通りに行われた。すべての儀式が、完璧に滞りなく実行された。

この日、天も祝福するかのようになり、天気は晴朗であった。

県官士民たちが、集まり参観したが、涙を流す者もいた。

【建碑の企て】

さらにその翌年十月、今度は県民が、慰霊の石碑を建てて、このことを永遠に伝えたいと申し出てきて、私に碑文を撰述して欲しいと願い出てきた。

私はこの埼玉県に官職を得てから、今に至るまで八年になる。

この間、県官及び市民と、心持ちと慈しみの感情を互いに抱くことが、父子の間のようなであった。

碑文の請いに対して、どうして断ることができらるだろうか。ここからよるこんで筆を執ることにした。

【政治教化の重要性】

そもそも、政治と教化が成就したならば、官位官職もなく、知識や財産もない普通の庶民であっても、生きるか死ぬかという境目において、奮励して力を出すことができる。

一方、風俗が廃壊し、人々の道徳心が無くなってしまったならば、政治をとる為政者たちにとって、平和で平穏な日々というものは無くなってしまふ。

なぜならば、人の心が向かうには、義理・忠義と利益との区別があるからである。

【官軍の勝利と忠義の心】

さきの役において、鹿児島軍は精悍な士卒を揃え、百戦錬磨の経験を積み、全力で健闘奮戦して、その力を余すところなく發揮した。

それに対し、官軍は、負傷しても治療しながら再び戦場へ向かい、累々たる味方の屍を乗り越え、雨あられと降り注ぐ銃弾の下で力を出し尽くし、死をも恐れず、むしろ嬉々として死地に赴いたのであった。

かくして、ついに大悪人を斃し、日本国中を平定し、平安をもたらしたのである。

これは將軍指揮官に適材を得て、その指揮命令が的確であったからであることはもちろんであるが、かりに士卒が臣下としての名分を十分わきまえていなかったならば、とうて

い勝利を収めることはできなかったであろう。

【忠義の心と政治教化】

思うに、明治中興から十年という長い年月が過ぎたが、その間、お上からの教え導きとやさしい統治やうながしがあり、士民の心に何を選び、何を捨てるかという道徳上の価値観が明確に形成され、意識の向かう先が天皇への忠誠心ただひとつへと純化された。

かくしてわが埼玉県²の士民も奮励して、天皇が怒る対象に対し敵愾心を起こすことができ、その結果、死しては「忠義の靈魂」となることができたのである。

これこそ政治教化の大きいなる効果、明らかなる効き目と言えるだろう。

【明治中興と建武中興との違い―士民が名分を知ること】

そうでなかったがため、英邁武毅なる後醍醐天皇が、新田義貞や楠正成諸公といった忠義勇猛の臣の輔弼を受けながら、一高氏ごときを討たんとするのには、軍列にある士卒が朝には官軍に属していたのに、夕べには賊兵となるなど、蠅や蝨が無定見に群がったり散り散りになったりする事態に陥ってしまったのである。

建武の中興の事業が、立ち消えてしまったのは、他でもない。

当時の人々が、ただ利益の有無だけに心を寄せ、名分のなんたるかを理解できていなかったからである。

明治中興が成功した理由、建武中興が失敗した背景は、もはや明かであろう。

【埼玉の人氣^{じんぎ}】

そもそも武蔵の国というものは、土地は広く開けており、人々の性格も強く猛々しいものがあつた。

昔から、往々にして武勇の士を輩出してきた。

いわゆる「武蔵七党」などがその典型である

それゆえ、一方ではやさしくいたわりながら導き、一方では激しく励ましてゆくことができ、その心を進めるべきところを涵養していけば、その成就するところは、旗を振るって敵の陣を陥れるという武勇に止まらないものがある（たとえば、武事のみならず、文事においても、十分な働きをすることができるようになるだろう）。

【建碑の意義】

そうであるならば、このたびの県民が行おうとしている建碑の事業は、ただ死者を弔い慰めるというものに止まらず、今を生きている士民たちを励まし奨励するという点においても、大いに裨益するところがあるだろう。

そこでここに序文をしたため、銘文を記す。

【銘】

銘文

天皇の道が順調に進んでいるときに、突然大いなる禍が芽吹いてきた。

貪欲で残忍な反乱軍が、隙につけ込んで乱を起こす機会を狙っていたのだ。

天子の軍隊が下され討伐に赴き、敵の武器を打ち砕いた。

そうして孤立していた熊本城を救い、燃えさかろうとしていた叛乱の炎を消し去った。

その戦いに赴いたものは誰であったか、それは忠義の心に励まされたものたちだった。ここに天誅をなしとげたのは、あなた方の功績にはかならない。ああ、わが埼玉の士民たちよ、まことに軍旅にあつて、戦った。命を省みず、先を争つて突進したのであった。

まことに悲しいことではないか、国のために身を投げ出して死ぬとは。同郷のものたちは、あなた方を思い、あなた方のお祭りを行いました。楽器も高坏などの供え物を盛る器も、すべて正しいものを揃えました。

故郷の秩父の山は、鮮やかな緑に覆われて天高く聳えています。綾瀬川の清流は、清らかにさざ波を立てて、静かに美しく流れています。ああ、魂よ、どうかここへ帰ってきてください。そしてあとに続く私達をお守りください。

【記録】

明治十三年五月、
陸軍大將兼左大臣議定官二品大勲位熾仁親王が題額を揮毫した。
埼玉縣令從五位白根多助が撰文した。
正五位日下部東作が碑記を揮毫した。
廣羣鶴が雋刻した。

注

(2) 原文「吾士民」。その前までは、日本全体の士民のことを述べていたのだが、ここで「吾」とあるので、ここは埼玉県の士民と解した。

■補説

白根多助が、明治十一年に、県庁近くの浦和公園(今の調公園)で挙行した慰霊祭の際に、読み上げた祭文が、「近世名家詩文」後編下に収録されている。以下に全文収録する。漢文の碑文との用語や文意の類似性が分かる。木原は白根の真意をよく汲んで、漢文をものであろう。一方、碑文にある、建武中興と明治中興の比較と、その違いである「治教」の問題については、白根の祭文には見られず、木原のオリジナルな視点である。

白根多助(山口縣人從五位埼玉縣令)

西征兵士戰歿之靈魂ヲ祭ル文

維明治十一年四月埼玉縣令從五位白根多助清酌諸羞ノ奠ヲ以テ敬テ西海ニ戰歿セシ官軍諸子ノ靈ヲ祭ル諸子ノ兵役ニ從ヒシハ賊勢ノ尚ホ熾盛ナル時ニ在リ其巨魁タル者ハ一世ノ名望ヲ負ヒ數萬ノ兇衆ヲ擁シ山ヲ抜クノ力ヲ挾ンテ海ヲ翻スノ勢ヲ兼子鹿兒島ヨリ熊本ニ闖入スルハ疾風暴雨ノ如キアリ人心恟々ノ際ニ於テ諸子ハ命ヲ奉シテ愾ニ敵シ意旺ニ氣奮ヒ各旅團ノ兵ト共ニ西シ賊ト東肥ノ險ニ對戦スル者數十日刀光電ヲ閃カシ砲丸雨ヲ注キ屍ハ積ンテ丘ヲ成シ血ハ流レテ川ヲ爲シ以テ數百壘ノ堅ヲ拔キ一孤城ノ危キヲ救ヒ奔ルヲ追ヒ北ルヲ要シ豐日薩隅ノ間ニ轉鬪シ終ニ滔天ノ禍ヲ掃蕩スルニ至レリ兇賊ノ

殲滅ニ就クハ蓋シ總督參軍ノ節度宜キヲ得タルニ由ルト雖モ亦數萬ノ徵兵ト招募巡查力能ク將校ノ指揮ニ從ヒ奮撃突戰死力ヲ惜マサルニ非スンハ何ソ能ク此奇功ヲ奏スルヲ得ンヤ蓋シ今回ノ西征ニ於テ予カ管下ノ諸子ニシテ其軍ニ從フモノハ一千五百人ニ下ラス訓練ノ精ニシテ勇武ノ優レタルハ予ノ夙ニ知ル所ナレハ其捷ヲ奏シ東ニ還ルノ日ヲ待チテ面アタリ諸子カ奮戰決鬪ノ状ヲ聽カンコトヲ期セシニ悲イ哉汽船喪ヲ送り電信訃ヲ傳フル日ニ多ク月ニ加ハリ陸續トシテ七十餘人ニ至ラントハ嗚呼積ミテ丘ヲ成ス者ノ間ニ諸子ノ屍アリ流レテ川ヲ為ス者ノ際ニ諸子ノ血アリ諸子ハ常ニ殉難ヲ以テ自ラ期セリト雖モ誰カ父母無カラン誰カ兄弟無カラン音容再ヒ接シ難ク幽明永ク隔ル諸子ハ國ニ報スルノ義務ヲ盡スモ此カ父母兄弟タルモノ劔花彈丸ノ慘憺タルヲ追想シ安ソ魂慘シ魄悲シマサルコトヲ得ンヤ是ヲ以テ振旅ノ式未タ京城ニ行ハレサルニ慟哭ノ聲既ニ閭巷ニ遍シ然リト雖モ諸子既ニ軀ヲ棄テ我國ノ干城為リ其死ノ烈ニシテ其節ノ壯ナル必ス當サニ名ヲ青史ニ留メ萬世ニ亘リテ憾ミナカルヘシ浦和人士ノ諸子ニ於ケルヤ同胞ノ友誼一日ニ非サレハ今私ニ招魂ノ祭ヲ公園ノ調神社ニ行フ是レ諸子ノ國難ニ臨ミ死ヲ視ル歸スルカ如クニシテ能ク其志ヲ達セシヲ感スルノ餘ニ出ツル所ナリ予モ亦管下九十萬人ノ心ヲ以テ心トナシ來リテ諸子在天ノ靈ヲ祭ル魂兮魂兮彷彿トシテ其レ來饗セヨ

三. 主な参考文献

① 本文翻刻

・埼玉県神道青年会編『埼玉県の忠魂碑』（埼玉新聞社、二〇一七）

② 木原元礼関連

・『老谷遺稿』（早稲田大学古典籍総合データベース）。本碑文を訓点付きで記載。石碑の碑文とは若干の文字の異同がある（巻末一部掲載）。

右記を翻刻したもの。

・芳賀明子「第二代埼玉県令白根多助をめぐる漢学ネットワーク―県官の詩文集（麗和吟社・笹田黙介・川島樸坪・木原老谷・早川藍澳・溝口桂巖）と白根県令関連碑文から―」『埼玉県立文書館紀要』第二十九号（二〇一六・三）。



成齋曰。明治
中興。伏下文

老谷遺稿卷三

常陸 木原元禮著

埼玉縣人殉難碑記代

明治中興之十年。薩人犯順。出兵圍熊本城。勢焰甚熾。廷議遣有栖川親王督師討之。所至轉鬪。八閱月而克之。賊軍殲焉。是役官軍死傷無算。而吾埼玉縣人隸旅團及應召募而死者。少尉以下一百十有六人。朝廷既行恤典。合祀於東京靖國神社。越十二年十一月。縣人請而行祭式於本縣治所。於是築壇壝。樹神籬。帷幕旌旆。咸遵典禮。余率賓僚及死者親戚。

老谷遺稿卷三

以上

二〇二三年七月 薄井俊二訳す